

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により当市内に居住する者等は本公告の日から4月以内に、店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から、市に対し意見書を提出することができる。

平成24年6月28日

新潟市長 篠田 昭

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 新潟青山ショッピングセンター

所在地 新潟市西区青山二丁目172外

設置者 株式会社青山エス・シー

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 20,088 m²

(変更後) 23,000 m²

(2) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 846 台

(変更後) 750 台（変更後の位置は届出書に添付された図面のとおり）

(3) 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 175 台

(変更後) 300 台（変更後の位置は届出書に添付された図面のとおり）

(4) 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 500.4 m²

(変更後) 208.0 m²（変更後の位置は届出書に添付された図面のとおり）

(5) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 176.5 m³

(変更後) 158.4 m³（変更後の位置は届出書に添付された図面のとおり）

(6) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前)

・イオン株式会社

開店時刻 午前9時00分 但し年間60日午前8時00分

閉店時刻 午後10時00分 但し年間120日午後11時00分 食品売場のみ24
時間営業

・株式会社ベルミランほか24者

開店時刻 午前9時00分 但し年間60日午前8時00分

閉店時刻 午後9時00分 但し年間120日午後10時00分

・株式会社タカキューほか2者

開店時刻 午前9時00分 但し年間60日午前8時00分

閉店時刻 午後10時00分

(変更後)

・イオンリテール株式会社

開店時刻 午前7時00分

閉店時刻 午後10時00分

・未定

開店時刻 午前7時00分

閉店時刻 午後10時00分

(7) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) No.1 (店舗北西側1階) 24時間

No.2 (店舗北側1階) 午前8時30分から午後10時30分

No.3 (店舗南側屋上) 午前8時30分から午後10時00分

No.4 (店舗西側自動車学校) 午後2時00分から午後9時00分 但し自動
車学校休校時の休日に限る

(変更後) No.1 (平面駐車場) 午前6時00分から午後11時00分

No.2 (屋上駐車場) 午前6時00分から午後11時00分

(8) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 5箇所

(変更後) 4箇所 (変更後の位置は届出書に添付された図面のとおり)

(9) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) No.1 (店舗北側・衣料品) 午前6時00分から午後9時00分

No.2 (店舗北側・テナント) 午前6時00分から午後9時00分

No.3 (店舗北側・食品) 午前4時から午後10時00分

(変更後) No.1 (店舗西側) 午前4時00分から午後10時00分

3 変更を予定する年月日

平成25年3月1日

4 変更しようとする理由

店舗建替えに伴い、利用者の利便性の向上のため、施設の配置及び施設の運営方法を見直したため

5 届出年月日

平成 24 年 6 月 14 日

6 縦覧場所

新潟市経済・国際部商業振興課及び新潟市西区役所農政商工課

7 縦覧期間

平成 24 年 6 月 28 日から平成 24 年 10 月 28 日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問い合わせ先
商業振興課商業振興係

電 話 025-226-1633

Eメール shogyo@city.niigata.lg.jp